

令和7年度 日置市教育委員会定例会(12月)

- 日 時：令和7年12月19日（金） 午後4時00分～午後5時00分
○場 所：日置市中央公民館 研修2・3（3階）
○出席者：奥教育長
委 員：中島委員・内村委員・鶴木委員・中川委員
事務局：東（事務局長兼教育総務課長）・段原（学校教育課長）
入佐（社会教育課長）・内田（東市来支所教育振興課長）
坂上（日吉支所教育振興課長）・大迫（吹上支所教育振興課長）
宮前（教育総務課長補佐）

1 開会

奥教育長： 日置市教育委員会12月の定例会を開会します。

2 前回議事録の承認

奥教育長： 前回11月の議事録の承認をお願いします。変更や修正等はありませんか。

（特になし）

よろしかったでしょうか。

（異議なし）

それでは、11月の議事録は承認とさせていただきます。

【前回の議事録承認】

署名・押印は、内村委員と鶴木委員にお願いいたします。

3 委員及び教育長の報告

奥教育長： 委員及び教育長の報告です。中島委員、お願いいたします。

中島委員： 前回の定例会以降の出席等について、ご報告いたします。

今回は色々な行事や出席要請がありましたが、勤務の調整が難しく出席できませんでした。

別件ですが、師走となり、あと一週間で今年も終わりですので、交通事故で子ども達が被害に遭うことなく、無事に終業式を

終えてほしいと思うところです。

先程こちらに来る際に、師走だからか高齢者のひやりとする運転があり、その事を考えながら来たんですが、体育館の前で女子中学生が横断歩道を渡ろうとしていましたので止まったところ、渡り終わって会釈をし、もう一つ横断歩道がありますので、また渡る前にこちらを向いて会釈をし、渡り終わっても礼をしてくれました。女子中学生を見て先ほどまでのモヤモヤが一気に吹き飛び、ほっこりした気持ちになりました。改めて運転に気をつけないといけないなと思ったところでした。以上です。

奥教育長： ありがとうございます。鶴木委員、お願いいたします。

鶴木委員： それでは報告させていただきます。

11月28日に、吹上中学校区で開催されました学力向上を目的とした小中一貫教育の「のびゆくひおきっ子Ⅱ」研究授業で伊作小学校に行きました。

「確かな学力を身に付け、主体的に学び続ける子どもの育成」を研究テーマに、ICTを活用した授業改善や家庭学習の充実、小・中の連携による9年間の共通事項の実践などにより、学びの主体性を育むことを目指した2年間の取組でした。

研究授業では、伊作小学校で6年生の社会科の授業を参観しました。単元名は「明治の国づくりを進めた人々」となっており、7時間配当の単元の4時間目に当たり、授業のめあてが「明治になって人々の生活はどのように変わっていったか」について学ぶ時間でした。

前時の復習から、廃藩置県・殖産振興・徴兵令・地租改正などをキーワードとして、「当時の暮らしを探ってみよう」と教師から促され、子ども達はタブレットを持って離席し、相互に考えを伝えあったり共有したりして、鉄道・電信・郵便制度・西洋風建築物・断髪・ガス灯・西洋風の服装・廃刀などと発表し、その言葉が板書されました。

続いて教師が板書した言葉を基にして、これらの言葉から明治時代はどのような生活に変わっていったのかを考えて発表させ、子ども達は「江戸時代より自由で便利な暮らしをしていた」とまとめていました。

さらに、まとめで出された「自由」と「便利」という言葉につ

いてお互いの意見を確認しあう場が設定され、再びタブレットを持って離席して、「鉄道によって移動するのが便利になった」とか「郵便は色々な人に届けられた」などが意見として出されました。

そこで教師が「学制の発布」を例にして、就学率の変化をグラフで示し、本当に人々は自由になったのか、なぜ就学率は100%にならなかったのかを各自で考えさせ、タブレットにまとめさせました。

机間巡視をしてみたところ、一人の女兒が「昔は子どもも重要な働き手だったのに、学校へ行くことで大事な働き手を奪われる」という答えと「学校へ行くためには授業料になるお金を払わなければならない」などと、私が考えたことと全く同じ内容を書いていることに目を見張りました。

就学率が低いことについて教師が何人かの子ども達を指名して発表させました。それぞれの発表を興味深く聞くことができました。

まとめでは、時間に押されながらも、子ども達が「明治時代の人々の生活は江戸時代に比べ、自由や平等になったけれど、その反面差別される人もいる」とまとめました。教師はこのまとめを、次時の学習のねらいである「制度上の平等が反映されないことから派生する不満分子の行動」に繋がるように導かれましたが、私は「差別される人もいる」という言葉に違和感を覚えました。

教師は「権利を享受できない人もいる」と言い換え、「そのような人達は不満がくすぶっているよね。それを抱えた人達はどのような行動をとったのだろう。そのことについて次の時間に学ぶことにしましょう」とまとめた方が良かったのではないかと思います。

授業が終わり、吹上中学校で授業参観をした方々が合流するのを待って、15時から全体会が行われました。開会行事では大園補佐が開会のあいさつで教育長のあいさつを代読した後、花田小学校の東條教諭が「ICTを活用した授業実践」や「小・中それぞれの連携」について研究発表を行いました。その後、小学校部会と中学校部会に分かれ、授業研究が行われました。

最後は、再び合流して各分科会の報告と大園補佐による指導講話、会場校の校長あいさつがあり、研究公開を終了しました。

12月7日は、伊集院総合運動公園で行われた「みんなのYUM Eタイムトライアル」を僅か1時間程でしたが見に行きました。リレーマラソンの「甘さたまRUN」と未就学児の「キッズRUN」を応援させていただきました。

甘さたまRUNには28チームの参加があり、チームごとの作戦に応じて競技場内で櫛を繋ぎながら、思い思いに周回していました。

また、未就学児のキッズRUNは、フルマラソンの100分の1にあたる421.95mを走るのですが、保護者やお兄さん、お姉さんの伴走を受けながら懸命に走る姿がかわいかったです。中には、歩けるようになったばかりの乳幼児も参加していて、保護者の方が一生懸命になっている姿が印象的でした。

午後から行われた小学生から一般まで区分されたタイムトライアル競技は、予定があって見ることはできませんでした。以上でございます。

奥教育長： ありがとうございます。中川委員、お願いいたします。

中川委員： 前回の定例会以降の活動について、ご報告いたします。

11月28日に、日置市立吹上中学校研究公開に参加いたしました。公開授業は中学2年生の社会の授業を参観いたしました。東日本大震災時の関東地方における帰宅難民についての授業内容で、タブレットなどのICTを活用しながら、グループワーク、発表、評価と授業を進められました。生徒は授業に積極的に意見を出して、考えをまとめていました。

分科会では授業を参観した先生方から、授業の進め方や工夫した点などについての意見や質問が交換され、授業担当の先生だけでなく参観された先生方にも大変良い機会になったと感じられました。

授業について残念だったのが、最後のまとめとして、生徒にタブレットに振り返りを入力するように促したところ、数名の生徒が接続できず、用紙に手書きで記入を行っていたことです。

この日の研究授業は、研究授業を行うクラスの生徒のみが残り、他の生徒は全員帰宅しておりました。通信環境としては1ク

ラスだけの利用にも関わらずタブレットが活用できず、進行を分単位で計画されているのに、時間のロスにも繋がったと思います。

授業担当の先生に後ほど伺ったところ、授業のまとめについてはタブレットで行いますが、ほぼ毎回、同様の通信不具合が生じているので、対応として毎回記入用紙を別途用意して手書きもできるように対応しているということでした。

タブレット利用時の通信環境の改善については、既に対応しているかもしれませんが、スムーズな授業進行とICT活用のために、ぜひ改善をお願いしたいと思います。

また、今回、指定校の研究公開に初めて参加をさせていただき、担当する学校の先生方だけでなく、参加される先生方にとって、大変学びの大きいものであると感じました。一方で充実した資料や各種打合せなどの準備など、日々の業務を行いながら、ご負担も大きかったのではないかと思います。

今年の4月に東洋経済オンラインで芦屋市教育委員会の記事が紹介されております。2024年度から研究指定校と研究発表会を廃止して、完全な自主参加型の探究的な学び研究推進チームを立ち上げたとあります。

芦屋市教育委員会のインタビューでは、従来の研究指定校・研究発表会を評価する一方で、教員の皆様の仕事量の増加や働き方への配慮もあり、自分のしたい研究をやりたい方法でやりたいだけ研究できる体制を整えられたことで、先生方が負担なく研究に参加できている様子が紹介されております。

本市におきましても先生方の働き方改革について、各校で対策が行われているところです。指定校研究公開についても従来の価値観にとらわれず、運営や内容などについて検討いただけることを期待いたします。以上です。

奥教育長： ありがとうございます。内村委員、お願いいたします。

内村委員： 報告させていただきます。

11月23日は、第57回日吉地域町内一周駅伝が開催されました。今年は、町民体育祭・豊年相撲大会が中止になりましたので、駅伝大会だけが開催できました。日置市4地域で唯一市道のみを走る駅伝大会となりました。

第1ステージは3区間4.5kmに7チーム、第2ステージは4区間5.6kmに8チーム、第3ステージは3区間3.3kmに7チームが参加し、ゴールの日吉支所に全チームが無事にゴールして終了しました。

町内の参加チームは昨年の17チームから22チームと大幅に伸びました。日吉学園の前期課程生や後期課程生、高校生、一般の各選手が熱走し、各地域の応援の声に応えていました。市職員の協力もあり、計時等もスムーズに運び、事故もなく、素晴らしい駅伝大会になりました。

11月27日は、吹上高校令和7年度第2回学校関係者評価委員会に出席しました。徳丸校長のあいさつの中で、吹上高校創立100周年記念式典が無事に終わったことが報告されました。

二学期には嬉しいことがありました。地区大会でバドミントン、ソフトテニスが優勝しました。また、マイコンカーラリーが九州大会へ出場し、芸術・写真の部が全国大会へ出場します。先週は伊作通り会の依頼でイルミネーションを設置し、地域貢献もなされました。

新しい取組として、伊集院高校と一緒に中学校を回り「地元の子どもを地元の高校に進学」と学校訪問をしたと話されました。吹上高校の基本方針として「地元の企業に就職し、地域の活性化に貢献できる人材を輩出することを目指しています」と言われました。

11月28日は、日吉学園前期課程の持久走大会が実施されたので応援をしました。4月に入学して僅か半年余りで体力もつき、ゴールを目指して走る1年生の姿に感動しました。学園周りの農道を全学年走りますが、保護者や民生委員の方々の協力で交通整理が行われ、児童の安全がしっかり守られており、とても嬉しく思いました。

12月13日は、日吉学園後期課程の持久走大会を応援しました。天気も何とかもって、男子3kmに29人が、また、先に出発した女子2kmには39人と多く参加して、特に男女とも9年生は学園最後の持久走大会を意識し、ゴールまで悔いのない全力の走りを見せしてくれました。私からは以上です。

奥教育長： ありがとうございました。

私からは重複する部分は省きますが、今回の研究公開は議会の関係で参加できませんでしたので、委員の方々に参加していただき、有難かったと思っております。

11月29日に、ひおき文芸賞の表彰式が行われました。文化協会の主催する行事になりますが、今年も14校の児童生徒が出品をしておりました。年々、参加校が増えていくことを大変嬉しく思います。

12月2日に伊集院北中学校で「かごしま探究プロジェクト」が開催されました。これは近年スタートしております学校と企業が連携をして、子ども達の探究活動を進めていくというシステムです。日置市では伊集院北中学校が参加しており、その発表会という形で実施されました。

子ども達がそれぞれ企業と連携した中で、自分達の日置市あるいは暮らしを便利にするために、どのような工夫ができるかというユニークな発想もあり、興味深く拝見いたしました。

今後、日置市内にもたくさんの企業がありますので、他の中学校も参観していただきましたが、取り組んでいけたらいいなと思うところがございます。私共としても、可能な限り支援をしていきたいと検討しているところがございます。以上でございます。

4 議事

【報告第10号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に対する市長への意見具申について】

奥教育長： 報告第10号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に対する市長への意見具申について説明をお願いいたします。

東局長： 報告第10号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に対する市長への意見具申についてご説明いたします。

12月の議会が今日まで行われましたが、この議案は今日付けで、追加で提案されたものになります。3ページのとおり教育委員会に意見を求められ、原案のとおり同意する旨を2ページのとおり回答しております。

4 ページをお願いします。この議案は2つの条例を1つの議案にして提案されたもので、教育に関する部分としては、日置市長等の給与に関する条例の中に教育長の給与に関する規定がございますので、この部分の改正が今回の議案となります。

下に提案理由がありますが、一般職の市職員の給与改定を勘案し、教育長の期末手当の支給割合を引き上げるという内容でございます。

5 ページをお願いします。教育長の期末手当の支給割合を年100分の5引き上げるという内容です。

第1条で、172.5を177.5に変更し、100分の5が引き上げられています。

第2条では、177.5を175に改めるということで、0.025下がっています。

附則2項に「第1条の規定による～」とあり、第1条の規定による改正は12月1日から適用します。この期末手当を100分の5引き上げる改正は令和7年度からですが、12月1日までしか遡りませんので、12月の期末手当で1年分の引き上げをすることになります。

第2条の改正は附則1項にありますように、令和8年4月1日から施行されます。期末手当は6月と12月に支給をされますので、0.05引き上げたものを0.025ずつの2回に分けて、年間0.05の引き上げになります。但し7年度は1回で支給するので0.05引き上げるという内容になります。以上です。

奥教育長： ただ今説明がありました日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

(特になし)

よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは報告第10号は、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは報告第10号は、原案のとおり承認されました。

【報告 第10号 承認】

【報告第11号 令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）の市長への意見具申について】

奥教育長： 報告第11号令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）の市長への意見具申について説明をお願いいたします。

東局長： 報告第11号令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）の市長への意見具申についてでございます。これにつきましても本日提案され可決されましたが、12ページのとおり意見を求められ、11ページのとおり、原案のとおり同意するという内容でございます。

今回の補正予算第9号は、報告第10号でも申し上げました人事院勧告を勘案した市職員、特別職を含めた給与の改定分を補正予算で提案しております。

18ページになります。今回の教育費の補正予算額は1,235万円を追加し、補正後の額を24億9,666万6,000円とするものでございます。

別の資料の12月追加補正予算（案）説明資料に、この補正予算額1,235万円の内訳がございます。今回の給料に関する改定は平均で3.3%の引き上げ、期末金では0.05月、その跳ね返り分として共済費などが補正で上がっております。以上です。

奥教育長： ただ今説明がありました令和7年度日置市一般会計補正予算（第9号）につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

（特になし）

よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは報告第11号は、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは報告第11号は、原案のとおり承認されました。

【報告 第11号 承認】

【議案第6号 日置市部活動指導員に関する規則の制定について】

奥教育長： 議案第6号日置市部活動指導員に関する規則の制定について提案をお願いいたします。

東局長 : 27ページをお願いします。議案第6号日置市部活動指導員に関する規則の制定についてでございます。提案理由は、部活動の地域展開に伴い部活動指導員を設置するため、規則を制定するものでございます。

28ページになります。令和8年度から、部活動の地域展開は、文部科学省でも改革実行期間と位置付けられております。

日置市でも令和6年度、7年度に試行的に部活動の支援をしていただく方を試用してまいりましたが、来年度からは休日に限り、部活動指導員を配置する方向で検討しておりまして、それに伴う予算案を当初予算要求に盛り込んでおります。部活動指導員は会計年度任用職員に位置付けられますので、設置に関して規則で定めることになります。

第1条から簡単に説明します。3行目ですが、部活動指導員は学校教育法施行規則に規定のある指導員を指します。先程、会計年度任用職員と申しましたが、会計年度任用職員ですので基本的には地方公務員法の適用を受けます。この規則に定めのないものは、法令・条例・その他の規則の定めるところに従うという内容です。

第2条は一般的な事項になりますが、任命をするのは教育委員会ですという内容です。

第3条は、部活動指導員は部活動の顧問として、令和8年度の段階では休日の顧問と位置付けた上で、1項2項にあるような職務に従事していただくという内容です。

29ページの3項です。部活動指導員は休日の顧問ですので、平日は従来どおり教職員から顧問が指名されることになります。ここでは顧問教職員となっていますが、令和8年度からは平日の顧問と休日の顧問で指導をします。

続いて第5条ですが、部活動ガイドラインによると「土日のどちらか1日は休みで、1日の練習時間は3時間まで」となっていますので、部活動指導員もそのガイドラインに則った活動となります。

そのガイドラインの理解を徹底させるために、第6条で研修を年1回以上行うとしております。

予算的には、部活動指導員は1時間1,600円で、基本的には1日

3 時間、週に 1 回です。大会等の引率も可能になりますので、その場合は「最大で年に10回まで、1 日の従事時間は 6 時間まで」という条件で、来年度から任用します。

今のところ市内全体で15人程度、来年度から活動していただく予定になっております。また、財源は、3 分の 2 は国と県から補助金を頂いて行う予定でございます。以上です。

奥教育長： ただ今説明がありました日置市部活動指導員に関する規則の制定につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

内村委員： 大会の引率では最大 6 時間という制限がありますが、土日 2 日間の大会の場合はどうなりますか。

東局長： それは当然ありえますので、別の週と休みを入れ替えたりすることになると思います。

奥教育長： 部活動ガイドラインを県に則って日置市も定めています。これによると「土日のどちらかで 1 日 3 時間」となっていますが、実際はこれを超えて部活動をしている所もあり、顧問が大変苦慮しているという事例もあります。部活動指導員を進める傍ら、ガイドラインを遵守していくことも、併せて徹底していきたいと思っています。

顧問だけではなく、子ども達にとっても自由に使える時間、色々な事にチャレンジできる時間を確保することは大事なことでないかと思っております。

内村委員： もう 1 点、よろしいでしょうか。

外部指導者が15人程来られるということでしたが、外部指導者がどうしてもいない場合は、学校の先生が兼職もできるということでした。その辺はどうなりますか。

東局長： 今の時点では、まだ部活動ですので、部活動指導員のいない部活動があれば、やむなく教職員が休日の顧問も引き受けることになります。

さらに地域移行ということで、完全にクラブ化されると、教職員は兼業兼職申請をして、クラブの指導者になることができます。現時点では部活動の指導員ですので、教職員になることはできません。

内村委員： ありがとうございます。

鵜木委員： よろしいでしょうか。

「1時間1,600円、1日3時間まで」ということでしたが、第1条2項や第7条には「別に定める」と書いてあります。そのような内容は、ここに明記しなくていいのでしょうか。

東局長 : 部活動指導員は公務員ですので、給与は条例で規定されなければならないという原則があります。部活動指導員の会計年度任用職員報酬は日置市の会計年度任用職員に関する条例に規定されます。これは規則ですので、条例でなければ書くことはできません。

3時間という部分は、ガイドラインで網羅して遵守すべき事項と考え、活動時間などは統括的にガイドラインで規定しております。

鵜木委員 : ですが、やはり縛りをかけておかないと、熱心な方は時間を超えたり、報酬は無くてもいいから子ども達を強くしたいということで4時間したり、土日のどちらかで5時間したりする可能性も無いとは限らないと思います。

もう1点よろしいでしょうか。

第3条2項に「学校長は部活動指導員に対し次に掲げる職務であって、部活動指導員が行うことが相当と認めるものを行わせることができる」として(1)から(6)までありますが、ではその上の1項の(1)から(4)までは校長が認めなくてもいいのか、ということになります。

極端ですが、2項が必要なのかなと思います。第3条で、例えば「部活動指導員は部活動の顧問として、学校長の指揮・監督もしくは指導を受け、次に掲げる職務を行う」とすると、2項が無くても通しで書けばいいのではないかと思います。

東局長 : 第3条1項は全ての部活動指導員に、部活動指導員として行っていたくものになります。

2項以下は、まだこの部活動指導員の規則の中には顧問教職員もいて、教職員たる顧問と部活動指導員たる顧問の住み分けが曖昧な状況です。部活動や部員数によって違う部分もありますので、その業務ができる指導員は校長が認めればしてもいいということです。

ここについては、平日まで指導員が指導するとか、完全地域クラブ化されるということになると、1項2項に分ける意味は将来的には無くなると思いますが、今は平日、休日という分け方なの

で、教える指導員によって持てる業務の範囲が変わってくるという意味があります。

鵜木委員： 第3条の「部活動指導員は、部活動の顧問として、次に掲げる職務を行う」というのは、「あなたに任せます」という捉え方もできなくはないです。

次の第4条で「部活動指導員は、その職務を遂行するに当たっては、学校長の監督を受け、その指示に従わなければならない」となっていますので、ここが縛りですと言われればそれまでですが、第3条2項の(1)から(6)までは学校長が行わせますと書いてあり、1項の(1)から(4)までは、そういうことは何も書かれていません。

場合によっては、これを見た部活動指導員が、校長の監督や指導を受けずに自分の思いどおりにできると捉えないとも限りません。その辺りはどうでしょうか。

東局長： この規則を上から読むとそうですが、このサービスの第4条の規定は第一前提で、この前提で職務を行うことになると思います。ですので、実技の指導を誰の指示にも従わずに、その方のやり方で指導するという解釈はできないと思います。

鵜木委員： 確かに第4条に謳ってありますので、第4条まで見ると分かります。

第4条で縛りをかけているということですが、やはりどう考えても第3条1項の(1)から(4)にも一言必要ではないかと思いました。

第4条があるのでそれでいいということであれば構わないと思いますが、また検討していただけるとありがたいです。

奥教育長： 今ご意見をいただきましたが、この議案はここで議決が必要ですか。

宮前補佐： この規則制定につきましては、今後、国の動向等も注視しながら必要があれば改正をしていくものと考えておりますので、現段階で委員の賛成がいただければ議決としてよいと考えております。

奥教育長： ではここで一旦、議決させていただきまして、規則というのは当然改正が出てくるものですので、そのようにさせていただきたいと思います。

他にございませんか。

(特になし)

よろしいでしょうか。

来年度からの部活動指導員について、規則を定めて取り組み、実際に来年度から始める訳ですが、土日に限った部活動指導員ですので、学校の顧問と部活動指導員が両方来る形での運営が来年度に目指す形になります。

これが、だんだん国が目指している完全な地域移行、地域展開に進んでいくように努力をしてまいりたいと思っております。

鵜木委員： 1つ確認させてください。

部活動指導員が怪我をした場合は、会計年度任用職員ですので地方公務員の1人として、それに応じて公務災害が適用されるのでしょうか。

東局長： はい。適用されます。

鵜木委員： 分かりました。

奥教育長： ご意見をいただき、ありがとうございました。

それでは議案第6号は、原案のとおり議決とさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは議案第6号は、原案のとおり議決いたします。

【議案 第6号 議決】

5 その他

(1) 事務局長

(2) 学校教育課長

(3) 社会教育課長

(4) 各支所教育振興課長

ア 東市来支所長教育振興課長事務取扱

イ 日吉支所教育振興課長

ウ 吹上支所教育振興課長

(5) その他

6 閉会

奥教育長： それでは日置市教育委員会12月の定例会を終了いたします。

終了

署名委員 中 野 辰 矢

署名委員 中川 ひとみ

